

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から59年3月まで

私は、新聞等で外国人も国民年金に加入できることを知って、区役所で夫と共に加入手続を行った。申立期間の保険料について、夫がさかのぼって納付したことを記憶していることや、申立期間当時の夫の収入は十分にあったことなどから、夫のみさかのぼって納付したとは考えられない。その後も収入は一定ではなかったが、どんな苦しい時も国民年金と国民健康保険の保険料は欠かさず納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和59年9月に転居した区において夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金加入手続日は、申立人夫婦が同区に転居した59年9月から、申立人の国民年金手帳記号番号の後の番号の任意被保険者の資格取得日である同年12月までの間と推認される。この時点においては、申立期間の保険料について過年度納付を行うことが可能であり、申立人の夫のみが納付済みとされ、申立人が未納とされていることは不自然である。

また、申立人の夫は、国民年金の加入に際して、さかのぼって保険料を納付したことを憶えており、自分の保険料のみを納付して、申立人の保険料を納付しなかった理由は見当たらず、区役所職員の説明にしたがって可能な限りさかのぼって保険料を納付した旨を証言していることから、申立人についてもその夫と共に申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、加入手続後においては国民年金保険料の未納はなく、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年8月までの期間及び6年11月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月から同年8月まで
② 平成6年11月から7年3月まで

私は、大学生になったころ、区役所で国民年金の加入手続を行った。学生時代の国民年金保険料は、実家に住んでいた私の母親が納付してくれていた。母親は、子供達が学生の間、3人の子供の保険料をすべて納付していたにもかかわらず、妹二人の学生時代の保険料はすべて納付済みとされている一方、私の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の母親が、市役所で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は、申立人の保険料を納付する前に、市役所の窓口で学生の納付義務の有無を確認したことを憶えているなど、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立人の母親が、子供3人の学生時代の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の妹二人の学生時代の保険料は、共にすべて納付済みとされている。

さらに、申立期間①は6か月、申立期間②は5か月で、共に短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3057

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から同年12月までの期間及び57年10月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から同年12月まで
② 昭和57年10月から59年5月まで

私は、昭和50年に長男を出産した後、将来のために国民年金に加入しておいた方がよいと考えるようになり、52年3月に国民年金に任意加入した。

国民年金保険料については、申立期間①の期間は納付書を使って郵便局で納付していた。申立期間②の途中で転居した後は、銀行を利用することもあった。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していると同時に、自ら進んで国民年金に任意加入しており、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間①は3か月と短期間である上、その前後の期間の保険料が納付済みであるとともに、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間①の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人が現在所持している国民年金手帳が転居直後の昭和58年4月に転居先の役所で再交付されていることが確認できることから、申立人が転居後直ちに国民年金の手続を行ったものと認められ、申立人は国民年金手帳の再交付手続と併せて申立期間②の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、第3号被保険者との切替手続や住所変更の手続を適切

に行っており、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年9月まで

私は、平成元年6月に就職したが、勤務先では見習期間を過ぎた後も契約社員とされ厚生年金保険へ加入できなかったことから、国民年金に加入することとした。

国民年金の加入手続については、私に代わって母親が市役所で行い、その際に20歳以降の国民年金保険料の未納を指摘されたが、当時の私の給料では、まとめて納付できる額ではなかったことから、分割で納付する手続を行った。

その後の国民年金保険料についても、私の給料から母が金融機関で欠かさず納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入に当たっては、分割までして20歳以降の未納となっていた国民年金保険料を納付しようとしたとしているところ、その動機は明確である上、申立人の国民年金加入手続日は平成2年10月から11月であると推認され、この時点で申立期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた市では、社会保険事務所が発行する過年度保険料の納付書をあらかじめ窓口に着用済みとしておき、さかのぼって国民年金保険料の納付を希望する者に対しては、分割納付の要望にも応じるととともに、直ちに過年度保険料の納付書を発行することが可能であったことが確認できる。

さらに、申立人に代わって申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、未納になっていた保険料を一括して納付するには、申立人の当時の給料では困難であったことから、分割して納付する手続を行ったとしているとともに、保険料の納付に当たって、申立人からの現金授受方法について具体的かつ鮮明に証言しており、その内容に特段不合理な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間後には未納はない上、国民年金保険料の前納や付加年金への加入を行うとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることから、国民年金への意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から11年3月まで

私が20歳になった当時、私の母親が私の国民年金の加入手続を行い、併せて免除申請の手続を行った。その後、私は、平成11年4月に会社に入社した際、会社の事務担当者から免除申請している期間の国民年金保険料を会社を介して納付することができるという事を知ったことから、その事務担当者に現金を渡して保険料を納付してもらったことを記憶している。当時、私が使用していた手帳には、免除申請している期間の保険料の納付についての記載があり、申立期間が申請免除期間とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

また、申立人は、会社の事務担当者から免除申請していた期間の保険料を会社を介して納付できると聞いたことから、その事務担当者に現金を渡して保険料を納付してもらったと主張しているところ、申立人が当時使用していたとする手帳には、申請免除の期間があることを会社に報告し、その期間の保険料を給与から2回に分けて納付した旨の具体的な記載が見られることから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付してもらうために会社の事務担当者に渡したとする金額は、当時、実際に申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致する上、当時、申立期間の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人の母親は、当時、申立人から、申立期間の保険料を納付す

ることに関して相談を受け、申立人にその期間の保険料を納付することを勧めた旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 6 月に結婚した時に国民年金に加入した。加入手続は、私の夫が自分の職場に来ていた集金人に依頼し、国民年金保険料もその集金人に毎月納付していた。62 年に転居した時に、区役所で申立期間当時の年金手帳は回収されて新しい手帳が交付された経緯があり、最近になって、申立期間の国民年金の記録が未加入であることが分かり、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する地域から転居した後の平成元年 12 月に払い出されていることが確認できるものの、社会保険庁の記録によると第 3 号特例納付の届出が行われた形跡が見当たらないにもかかわらず、手帳記号番号払出日から 2 年以上さかのぼった昭和 61 年 4 月から第 3 号被保険者とされている上、申立人は、転居前の市役所で第 3 号被保険者の届出を行ったことがうかがえる通知を所持していることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたものと推認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立期間当時、申立人の夫が自分の職場に来ていた集金人に行っていたところ、当時、集金人が被保険者の依頼により自宅ではなく職場に集金に行くことは可能であった上、申立人の夫と同様に職場で集金人に保険料を納付したとする夫の同僚の妻も納付済みであることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の月額は、実際に納付した場合の保険料月額とおおむね一致していることから、申立内容には信憑性^{びよう}がある。

加えて、申立人は、申立期間後は国民年金保険料の未納はなく、住所異動の手續もすべて適切に行っていることから、申立人の国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、結婚後、自宅に夫の国民年金保険料を徴収するため、集金人が来ていたので、その集金人に依頼し、国民年金の加入手続を行った。昭和 47 年 4 月から、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたが、その後、郵便局で保険料を納付するようになった。私は、申立期間の保険料について、夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前は国民年金に加入していなかったものの、結婚後、申立人の夫の国民年金保険料を徴収するため自宅に来ていた集金人から勧められて、自分も国民年金に加入したと述べるなど、国民年金に加入した動機は明確である上、具体的な加入手続時期についても、集金人の勧めによって、区切りの良い結婚後の翌年度当初である昭和 47 年 4 月であったことを鮮明に記憶しており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及び申立人の夫の納付記録で確認できる範囲では、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、その夫は、申立期間の保険料の大半が納付済みとされている。

さらに、申立人は、申立期間後、60 歳になるまでの間、国民年金保険料をほとんど納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 4 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、申立期間の保険料については、自分で納付した覚えがなく、結婚前には母親が、結婚後には元妻がそれぞれ納付してくれていた。

申立期間①及び②の保険料については、当時は多くの収入があり、保険料を免除された記憶がないので、申請免除とされていることに納得がいかない。

申立期間③の保険料については、元妻が納付しており、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、11 か月と短期間である上、申立人は昭和 61 年 10 月に申立期間③の直前である 60 年 4 月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間後においては 60 歳に至るまで保険料の未納がないことから、申立期間③の保険料のみが未納とされていることは不自然であり、申立期間③についても保険料の納付があったものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、申立期間①のうち、結婚前の期間にはその母親が、結婚後の期間にはその元妻が、それぞれ申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料の納

付に申立人自身は直接関与していなかった上、申立人の保険料の納付について、母親の記憶は不明確であり、申立人の元妻からも証言を得ることができないことから、具体的な保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、当時は多くの収入があり、申請免除をすることはなかったと主張しているが、申立人が当時居住していた町の被保険者名簿において、申立人が20歳に到達した昭和43年*月から55年3月までの期間が申請免除されていたこととされており、申立期間①の直前の昭和47年度の保険料を申請免除された10年後に追納していることが認められ、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間②について、申立人の母親は、誰の分をいつ免除申請したかについては定かではないとしながらも、申立期間当時、免除申請をした記憶があるとしている上、申立人の母親が申立期間②の一部の期間を含む昭和56年1月から57年3月までの期間の免除申請をしたことがうかがわれる記録が認められるとともに、申立人の元妻も申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間であった56年4月を除いて申立人と同様に申請免除とされていることから、申立人についても申請免除が行われ、国民年金保険料の納付はなかったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から53年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで

私の国民年金については、昭和48年の結婚後に義父が夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。50年に隣の区へ転居した以降においては、私自身が当時住んでいた団地の自治会館で月1回夫婦二人分の保険料を納付してきた。いつのころからか定かでないが、その後においては納付書を使用して金融機関で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や元夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②が未納とされていることは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和48年の結婚後にその義父が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人が別の区に転居するまで保険料も納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、当該手続等を行ったとする申立人の義父は既に他界していることから、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、昭和53年6月ごろと推認され、国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①の過半の保険料は時効により納付

できない上、過年度納付又は特例納付が可能であった期間においても申立期間①の保険料がさかのぼって納付された形跡が見当たらないとともに、申立人からその旨の主張もない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないとともに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年11月まで

私は、昭和63年5月に私の夫が会社を退職して以降、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料を納付したことが分かる確定申告書を保管している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、平成元年から13年までの確定申告書の控を所持しており、申立期間を含む5年及び6年の同申告書の社会保険料控除欄に夫婦二人分の国民年金保険料が記載されている上、計上された金額は各々当年の保険料を合計した金額とおおむね一致している。

さらに、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで
③ 昭和50年10月から51年3月まで
④ 昭和54年7月から同年12月まで

私達夫婦は、国民年金に加入するのは義務であると思い、私の妻が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、13か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に夫婦連番で払い出されており、国民年金保険料を納付したとする妻は、前年度の保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い加入時期である現年度の保険料についても納付していたとするのが自然である。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間①のうち、昭和48年3月については、保険料が納付済みになっていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立期間②、③及び④については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、保険料が未納となっている。

また、申立期間②、③及び④を通じて、申立人夫婦は同一市内に居住しており、同一の行政機関が短期間に複数回にわたって申立人夫婦の記録管

理を続けて誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3066

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から同年10月まで

私は、平成7年8月からアルバイトを始めたところ、国民年金の第3号被保険者に該当しなくなったため、区役所で第1号被保険者への種別変更手続きを行い、その場で当月分の国民年金保険料を納付した。その後の未納期間については、区役所が職場の近隣であったことから、勤務終了後に区役所へ行き保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金保険料について、種別変更手続きを行った際や勤務終了後に区役所で納付したと主張しているところ、申立期間当時、区役所の窓口で保険料を納付することは可能であり、申立人は区役所の近隣に勤務していたことが確認できることから、保険料納付のため勤務終了後に区役所を訪問したとする申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いものと認められる。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳からアルバイトを始めた直後に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行っていることが確認できることから、同手続きのみを行い、直後の申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人が納付したとする保険料月額、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月、同年 7 月、57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月及び同年 7 月
② 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月

私の国民年金の加入手続は、実家に住んでいた時に私の父親が行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が自宅を訪ねてきた集金人に納付し、申立期間②の保険料については、転居先の近隣にあった金融機関で口座振替により納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ 2 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を自宅を訪ねてきた集金人に納付したと主張しているところ、当時、申立人の居住していた市では集金人制度が実施されていた上、申立人の所持する領収書から当該期間の前後の期間の保険料は集金人が納付期限内に収納していたことが確認できることから、申立期間①の保険料のみが納付されていないのは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人は区役所で住所変更手続を行った後に転居先の近隣にあった金融機関で口座振替の手続を行い、保険料を納付したと主張しているところ、申立人が住所変更手続を行ったことが確認できる昭和 57 年 8 月時点で同金融機関において口座振替の手続を行った場合、当該期間の保険料の口座振替は可能である上、直後の保険料が口座振替により納付済みとなっていることが確認できることから、申立期間②の保険料も口座振替により納付されていたものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保

険料をすべて納付している上、付加保険料を納付している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 12 月まで

私の国民年金については、昭和 49 年 4 月の父親の転勤に伴い、私も同伴して転居することになり、父親が転居先の市役所で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、転居に際して勤務先の学校を退職して無職となったため、父親の再度の転勤により昭和 49 年 3 月まで住んでいた市に戻った後の 50 年 4 月ごろ、父親が市内の銀行の本店で納付書によりまとめて納付し、納付した金額は 1 万円ぐらいと聞いている。国民年金に加入して以降、保険料を未納にしたことはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和 49 年 4 月の転居後において、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金加入手続は 49 年 6 月から 7 月までの間に行われたものと推認されるとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする父親は、納付額、納付した銀行名及びその所在地等を具体的に記憶しており、その金額は実際の金額とおおむね一致するとともに、納付先の金融機関も申立期間当時に実在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人の母親も、申立人の父親は、公金等の支払いには細心の注意を払っており、申立人の国民年金保険料を未納にしておくことはあり得ない旨を証言している。

さらに、申立人の所持している申立期間直前の昭和 49 年度の領収書の国民年金手帳記号番号に誤記があることから、行政側の記録管理に不備がなかったとは言えない。

加えて、申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付済みであり、申立期間以外に保険料の未納はない上、結婚に伴う改姓及び住所変更等の手続を適切に行っていることから、国民年金への意識及び保険料の納付意欲が高いことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間当時、ボランティアの人に身の回りの世話を依頼しており、その人にお金を預け、国民年金保険料を納付してもらっていた。昭和 57 年 4 月に国民年金に任意加入してから、61 年 4 月に法定免除に切替えるまでの間、ずっと付加保険料を含めて保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入すると同時に付加年金にも加入し、その後、申立期間及び法定免除期間を除き、付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 61 年 3 月に区の担当者から法定免除を勧められ、それまで国民年金保険料を未納にしたことはなかったが、61 年 4 月から法定免除に切替えたことを鮮明に記憶しているなど、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、旧法の厚生年金保険の年金受給者であり、申立期間当時、年金を受給しながら仕事もするなど、その当時、国民年金保険料を納付するだけの資力は、十分あったものと考えられることから、直前の昭和 59 年 7 月まで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していながら、その後の申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 3070

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月まで

私は、結婚した昭和 58 年 4 月か 5 月に市役所に行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。切替手続後の国民年金保険料については、送られてきた納付書で、夫の分と一緒に未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 14 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、国民年金の資格を取得した昭和 58 年 4 月以降の国民年金保険料をすべて納付している上、その夫は、「当時、自分の保険料と同様に、妻の保険料も未納期間がないようにすべて納付していたはずである。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 3071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成2年3月まで

私は、昭和62年4月ごろに、市役所で国民年金の加入手続きを行い、年金手帳が交付された。

国民年金保険料については、結婚後の平成2年8月に、妻が未納期間の保険料額と納付方法を区役所で教えてもらい、さかのぼってまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和63年7月から平成2年3月までの期間について、申立人は、申立人の妻が平成2年8月に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続きを行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の納付記録から、昭和62年5月から同年6月までの間と推認できる上、申立人の妻が保険料を納付したとする時点では当該期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であった。

また、申立人が所持する預金通帳には、申立人の主張どおり平成2年8月に預金が引き出されている記録が確認できるとともに、申立人の妻がまとめて納付したとする国民年金保険料額は、当該期間の保険料をまとめて納付した場合の実際の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の妻は、「当時、隣家に住んでいた両親の強い勧めもあって、預金を引き出し、夫の未納期間の保険料をさかのぼってまとめて納

付した。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間前後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月までの期間について、申立人は、申立人の妻が平成 2 年 8 月に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 44 年 3 月まで

私は、会社退職後の昭和 43 年 7 月ごろに、区役所出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 10 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、1 か月を除き国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月及び同年9月
② 平成12年3月

私は、昭和46年3月に結婚したことを機に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、自宅に集金人が来るようになったので、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②の保険料についても、私が金融機関で夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫の申立期間①の保険料は納付済みとされている上、その夫は、「当時、妻から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していると聞いていた。」旨証言している。

2 一方、申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である上、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基

礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立人と同様に申立期間②の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 平成12年3月

私の妻が、昭和46年3月に結婚したことを機に市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、自宅に集金人が来るようになったので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②の保険料についても、妻が金融機関で夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の妻が集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻の申立期間①の保険料は納付済みとされている上、その妻は、「当時、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。」旨証言している。

2 一方、申立期間②について、申立人は、申立人の妻が国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間②の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、

保険料の納付状況が不明である上、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても、申立人と同様に申立期間②の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年12月まで
③ 昭和50年10月から51年3月まで
④ 昭和54年7月から同年12月まで

私達夫婦は、国民年金に加入するのは義務であると思い、私が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、妻が夫婦二人分の保険料を納付書により金融機関で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、12か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に夫婦連番で払い出されており、申立人は前年度の保険料を過年度納付していること、及び申立期間①についても納付書が発行されていることが確認できることから、納付意識の高い加入時期である申立期間①の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間②、③及び④については、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、保険料が未納となっている。

また、申立期間②、③及び④を通じて、申立人夫婦は同一市内に居住しており、同一の行政機関が短期間に複数回にわたって、申立人夫婦の記録管理を続けて誤ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付してい

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかにこの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 58 年 1 月まで
② 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、主人に勧められて昭和 39 年 11 月ごろと一緒に市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、毎月、集金人か金融機関で納付したことを憶えている。申立期間②については、毎月、納付書により金融機関で納付したことを記憶しており、申立期間①が未加入とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和 59 年 2 月 17 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、加入手続のみを行い、加入直後の申立期間②の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、昭和 50 年 4 月から納付書制度が開始されていることが確認できる上、申立期間②当時、金融機関で保険料を納付することは可能であったことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は当時の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、昭和 61 年 4 月から国民年金の第 3 号被保険者制度が創設された際、今後は保険料の納付の負担がなくなるので安心したことを鮮明に記憶していることから、申立人は第 3 号被保険者になる直前の時期まで国民年金の保険料を納付していたものと推認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金に加入して以降、集金人か金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているが、同金融機関は実在していない上、二度にわたる転居後の納付方法や納付場所についての記憶が曖昧であることなどから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 39 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 59 年 3 月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間①は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の間に二度転居しており、当該期間は 3 か所の地域にまたがっていることから、複数の行政機関が続けて事務処理を誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和42年9月から43年3月まで

私の妻が、夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、妻が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は7か月と短期間である。

また、申立人の記録では、昭和42年9月1日に資格を喪失した後、43年1月に再び資格を取得していることが確認できるが、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその妻の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められず、申立人が国民年金の資格を喪失する理由は見当たらないことから、申立期間②当時も継続して保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、その妻の保険料は納付済みとされている。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直

接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の妻は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、その妻についても、申立期間①の保険料は申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の所持する国民年金手帳の発行日から、昭和 42 年 7 月ごろと推認できる上、申立人は、申立期間①直後の 40 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、同年 7 月に過年度納付により納付していることから、その時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から同年 10 月まで

私は、制度発足時に国民年金に加入し、継続して保険料を納付してきた。結婚後にあつては妻が夫婦二人分の保険料については、市の集金人や、市の集金人が廃止されてからは、売上金を預けるために来店する金融機関の職員を通じて納付した。店頭の売上金の中から常に夫婦二人分の保険料を納付していたので、未納が生じるはずがなく、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、市の集金人や、集金人制度が廃止された後においては店の売上金を預けるために来店する金融機関職員を通じて納付し、いずれも申立人の妻が店頭で売上金の中から現金を預けたとしているところ、申立人が居住していた市においては、昭和 55 年度まで集金人制度が存在していたこと、及び集金人制度が廃止された以降は当該金融機関において顧客の国民年金保険料を預かるサービスを行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②は、いずれも短期間である上、申立期間を除いて国民年金加入期間の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年11月から46年9月までの期間は5万2,000円、46年10月から47年1月までの期間は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から47年2月1日まで

私は、高校卒業後大学受験の勉強をしていたが、父親の勧めもあり、Bになるために父親の知人の紹介でA社の副社長に師事し、昭和45年11月15日ごろに、同社に入社した。最初は受付及び雑務をし、6か月ぐらいたってからBの実務に就いた。また、勤務しながら46年4月からBの専門学校に2年通学し、卒業後Bの資格を得た。申立期間を被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の記憶及び申立人と同じころに当該事業所に厚生年金保険加入記録のある同僚の証言から、申立人が申立期間に勤務していたことが推認できる。

また、入社時期は数箇月異なるものの、申立人と同じ高校を卒業後A社に入社し、申立人と同様に申立期間に専門学校に通学しながら仕事をしてきたと述べている同僚には、入社時から厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、複数の同僚は、A社では入社と同時に厚生年金保険に加入していたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から昭和45年11月から46年9月までの期間は5万2,000円、46年10月から47年1月までの期間は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の保険料に係る事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の資格取得日を昭和45年11月15日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを47年2月1日と誤って記録することは考えがたいことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年11月から47年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和52年9月1日、資格喪失日が同年9月30日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月1日から同年10月1日まで

A事業所の退職日が昭和52年9月30日付けであったにもかかわらず、同年9月が厚生年金保険の被保険者となっていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が52年9月1日及び資格取得日が同日、資格喪失日が同年9月30日とされ、同年9月1日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された人事記録（写し）、雇用保険の記録及び事業所の回答から、申立人は、昭和52年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 8 月の A 事業所における社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 52 年 9 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における標準報酬月額は、平成14年7月から19年1月まで44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から19年2月1日まで

遺族年金の請求に社会保険事務所に行き、主人の厚生年金の記録を見たところ、A社に勤務していた期間の給料はずっと45万円くらいだったのに標準報酬月額はそれよりも低い額になっている。手元に残っている給与明細書からは給料に見合った厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持している申立人のA社に係る平成17年9月、18年2月、同年5月及び同年8月の給与明細書によると、申立人の基本給は45万円であり、記載されている厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額は44万円であることが確認できる。

また、上記の給与明細書から申立人の平成17年及び18年の年収が約540万円であったと推認できるところ、申立人の平成16年度、17年度及び18年度に係る市民税、県民税課税証明書が提出されており、当該年度に係る市民税、県民税課税証明書に記載されている申立人の年収は、540万円と比較して著しく低額であり、当該課税証明書は信ぴょう性に乏しい

ものと考えられるものの、16年度の市民税、県民税課税証明書に記載されている申立人の所得金額及び社会保険料控除額から算定した標準報酬月額が社会保険事務所の記録する標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

さらに、申立人の妻は申立てをした経緯について、「B社の社長から、A社の社長は、社会保険関係の届出をごまかしているようなので社会保険事務所で調べてもらった方がいい。と助言されたので申立てをした。」と述べているところ、A社と同じ事業であったB社の社長は、「詳しいことは言えないが、当時、A社の社長は社会保険関係の届出をごまかしているという話を同業者仲間から聞いた。」と述べている。

加えて、申立人の妻は、申立人の申立期間の給与は、申立期間前後に勤務していた会社における給与と同じ45万円位だったと主張しているところ、社会保険庁の記録によると申立期間前後に勤務した事業所における申立人の標準報酬月額も45万円であることが確認できることから、その主張には不自然さは無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び申立人の妻の供述から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないものの、申立人が所持する給与明細書において確認できる標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 14 年 2 月に係る申立人の標準報酬月額については、20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成 14 年 2 月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 16 日から 14 年 7 月 16 日まで
私が勤務していた A 社における給与明細書の給与月額と、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違しているので、申立期間について、給与明細書の給与月額のとおり標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

申立人に係る平成 14 年分の源泉徴収票から、申立人は、申立期間のうち平成 14 年 2 月に係る標準報酬月額については、20 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 1 月から 14 年 1 月までの期間につい

ては、申立人から提出のあった当該期間の給与明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

また、申立期間のうち、平成 14 年 3 月から同年 6 月までの期間については、当該事業所における申立人に係る平成 14 年分の源泉徴収票により、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年10月21日から4年4月30日までの期間に係る標準報酬月額が53万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年5月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を4年5月1日に訂正することが必要である。

なお、平成4年4月の標準報酬月額については53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月21日から4年4月30日まで
② 平成4年4月30日から同年5月1日まで

私は平成3年10月21日からA社に勤め、B業務の仕事をしていた。所属事業部解散のため4年4月30日に退職したが、ねんきん特別便の再確認において、厚生年金保険の加入期間が1か月欠落していることを知った。

また、勤務していた期間の標準報酬月額が実給与と異なる記録となっているが、平成3年11月から4年2月までの給与明細書の写しを保管しており、退職日までは変わり無く勤務していたので、調査して記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書の写しから、申立人は、平成3年11月から4年2月までは50万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が、当初、申立人が主張する53万円と記録

されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成4年4月30日)の後の同年5月8日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられている上、申立人と同様に役員3名の標準報酬月額もさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間のうち平成4年3月10日から同年4月30日までA社の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人の名前に記憶は無く、申立人は管理職であったかもしれないが、経営や社会保険の事務等には携わらなかったと思う。」旨を供述していることから、申立人が当該さかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間の標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成4年4月30日となっている。

しかし、A社発行の平成5年1月29日付け退職証明書により申立人の退職日は4年4月30日であることが確認できる。

また、A社における雇用保険の離職日は、雇用保険被保険者離職証明書から、平成4年4月30日であることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の資格喪失に係る処理日は、標準報酬月額の訂正処理が行われた平成4年5月8日と同日である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が平成4年4月30日に資格喪失した旨の届出について合理的な理由は認められず、社会保険事務所において有効な処理が行われたとは考え難く、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年5月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における訂正前の平成4年4月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが必要である。

神奈川厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28年11月から29年4月までは8,000円、29年5月から同年7月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から29年8月21日まで
社会保険庁の記録では、昭和28年11月1日から29年8月21日までの厚生年金保険の記録が欠落している。

私は、昭和27年12月22日にA社に入社し、39年7月31日に退職するまで継続して勤務していたため、当該期間について記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された従業員名簿の写しから判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務し（昭和28年11月1日に同社本社から同社B営業所に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社における昭和29年8月の社会保険事務所の記録から、28年11月から29年4月までは8,000円、同年5月の標準報酬月額等級の改定により、29年5月から同年7月までは、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

い。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年3月1日、資格喪失日が同年3月31日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月1日から同年4月1日まで
A事業所の退職日が昭和51年3月31日付けであったにもかかわらず、同年3月が厚生年金保険の被保険者となっていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年4月1日、資格喪失日が51年3月1日及び資格取得日が同日、資格喪失日が同年3月31日とされ、同年3月1日から同年3月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された人事記録（写し）、雇用保険の記録及び事業所の回答から、申立人は、昭和51年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年2月のA事業所

における社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和53年3月1日、資格喪失日が同年3月31日とされ、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月1日から同年4月1日まで

A事業所の退職日が昭和53年3月31日付けであったにもかかわらず、同年3月が厚生年金保険の被保険者となっていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和48年4月1日、資格喪失日が53年3月1日及び資格取得日が同日、資格喪失日が同年3月31日とされ、53年3月1日から同年3月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、事業主から提出された人事記録（写し）、雇用保険の記録及び事業所の回答から、申立人は、昭和53年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年2月のA事業所

における社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年4月1日から18年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から18年9月1日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間の私の標準報酬月額は17万円となっているが、これは、私の定時決定等の届出が昇給後も入社時の報酬月額で届けられていたためであり、誤った金額となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、当該期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、平成15年4月から18年8月までの期間における申立人の所有する給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は18万円であり、一方、当該給料明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は20万円であることから、当該期間の標準報酬月額は、18万円とすることが妥当である。

また、平成12年10月から15年3月までの期間は、申立人の所有する給与支給明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額が17万円であり、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、平成15年4月から18年8月までの期間について一致していない上、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年1月30日から同年11月1日について、A社における資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、平成3年1月から同年6月までは18万円、3年7月から同年10月までは20万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月11日から3年1月30日まで
② 平成3年1月30日から同年11月1日まで

私は、平成3年1月から同年10月までの期間について、引き続きA社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者となっていないので、調査してほしい。

また、平成2年9月から同年12月までの標準報酬月額が18万円となっているが、給与は23万円ぐらいであったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、当初、平成4年2月21日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった3年1月30日の後の4年9月25日に、さかのぼって3年1月30日に訂正されている上、同社において、申立人と同様に4年9月25日以降の日付で、資格喪失日をさかのぼって3年1月30日に訂正されている者が5名確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において、A社に勤務していたことが認められる。

さらに、同僚は、「申立人は平成3年10月くらいまでA社に勤務して

いた。」と供述しており、申立人は、「同年 10 月末に同社を退職し、すぐに国民年金に加入した。」と述べているところ、申立人は同年 11 月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから申立人と同社における使用関係は同年 10 月 31 日に消滅したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 3 年 1 月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A 社との使用関係が消滅した日の翌日の同年 11 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が当初届け出た平成 3 年 1 月から同年 6 月までの期間は 18 万円、3 年 7 月から同年 10 月までの期間は 20 万円とすることが妥当である。

申立期間①については、標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、事業主が当初届け出た 18 万円となっており、社会保険事務所において、さかのぼって記録の訂正が行われたことは確認できない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に当時の状況について照会したものの回答が得られないことから、申立期間①当時の保険料控除に関する関連資料や証言が得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月30日から同年2月1日まで
ねんきん特別便で、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成16年1月30日となっていることを知ったが、正しい資格喪失日は同年2月1日であるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は平成16年1月31日とされている。

また、事業主の提出した賃金台帳によると、申立人の給与から平成16年1月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和49年2月21日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を49年2月21日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和49年2月21日から同年5月1日まで
②昭和54年7月4日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した昭和49年2月から同年4月までの期間及びB社に勤務した54年7月から同年9月までの期間が厚生年金保険被保険者となっていない。A社に勤務した昭和49年2月から同年4月までの期間の給料明細書を所持しており、そこには厚生年金保険料として控除された金額が明示されている。

また、B社に入社した昭和54年7月に発行された雇用保険日雇労働被保険者手帳及び日雇労働者健康保険被保険者手帳を所持している上、国民年金については、同年5月18日に資格を取得したものの、厚生年金保険に切り替えるため同年7月16日には資格を喪失していることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する給料明細書及びA社の社内連絡票から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所持する給料明

細書から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、A社の事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、同社の事業主は、社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行っていないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、同社の事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人が所持する雇用保険日雇労働被保険者手帳及び日雇労働者健康保険被保険者手帳の7月の印紙にB社の割印が押印されていることや、その後、同社での採用があることを踏まえると、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が所持する社報によると、申立人は、昭和54年10月1日にB社に採用されたことが記載されている上、健康保険組合及び雇用保険の資格取得日が社報と同じ日になっていることから、申立期間②について、事業主から厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

また、申立人が覚えている同僚は、「私も途中採用でB社に入社したが、同社の資格を取得するまでの7か月間は国民年金に加入している。これは、会社からすぐには厚生年金保険に加入できないから国民年金に加入するように言われたからだと思う。」と述べていることから、他の社員にも試用期間があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「B社に入社した当初3か月間は試用期間だと言われた。」と述べている。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月11日から同年8月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成13年4月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成13年8月21日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年8月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月11日から同年8月21日まで
② 平成13年8月21日から同年10月1日まで

私は、平成13年4月に、それまで勤務していた会社からA社に移った。両社の代表は同一人物であり、同年8月までの期間が空白となることは考えられない。同社に在籍していた期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者期間及び控除された保険料どおりの標準報酬月額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が、申立人の在職期間は平成13年4月11日から同年10月1日までであることを回答していることから、申立人が申

立期間に同社に在籍していたことが確認できる。

そして、申立人から提出のあったA社の給与明細書から、平成13年4月から同年7月までの厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立てどおりの届出は行っておらず、当該期間の保険料を納付していない旨を回答していることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により16万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は平成 2 年 1 月から同年 5 月まで A 社の社員としてその親会社である B 社に派遣され、C 業務を担当した。平成 2 年 6 月から A 社の倒産が理由で B 社に転職したが、私の知らない間に A 社における標準報酬月額が 20 万円から 8 万円に引き下げられていたため元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、20 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 2 年 7 月 16 日）の後の 3 年 3 月 7 日付けで、8 万円に引き下げられているが、社会保険事務所において、このような遡及による標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本に申立人の氏名の記載は無く、役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を平成12年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月2日から12年3月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成11年2月2日となっているが、実際は12年2月28日まで継続して勤務していた。11年2月2日から12年3月1日までの期間について、同社における厚生年金保険被保険者となっていないが、この期間の給与明細書から厚生年金保険料は控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から32万円にすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間の直前までは適用事業所となっているが、その後は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、申立期間においても法人格を有していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、

社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1970

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から同年12月1日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間のA社での私の標準報酬月額が26万円となっているが、当時、給与は50万円であった。厚生年金保険の保険料を控除されていたことを証明できるものは無いが、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年3月31日）の後の同年8月7日付けで、さかのぼって26万円に引き下げられている上、申立人を除く102名（うち役員5名）についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和20年11月20日に、喪失日に係る記録を21年11月2日に訂正し、20年11月の標準報酬月額を50円、21年10月の標準報酬月額を420円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月20日から同年12月1日まで
② 昭和21年10月31日から同年11月2日まで

私は、昭和20年6月1日に初めて被保険者資格を取得し、定年退職になるまでA社に一貫して在籍していた。20年6月1日から21年10月31日までは同社B工場に、21年11月1日から31年9月まで同社C工場に技術職として勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した所属・職務歴表及び申立人が提出したA社職歴書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和20年11月20日に同社本社から同社B工場に異動、21年11月2日に同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における昭和20年12月及び21年9月の社会保険事務所の記録から、20年11月は50円、21年10月は420円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付したかは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかではないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年7月16日まで

私は、平成3年1月から同年7月までA社で勤務し、厚生年金保険に加入していた。私の標準報酬月額は当初41万円であったが、同社を退職後、私の知らない間に15万円に引き下げられていたので元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年10月16日の後の4年12月22日に、さかのぼって15万円に訂正されていることが確認できる上、申立人を除く17名についても、その標準報酬月額がさかのぼって訂正されているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、商業登記簿謄本から、申立人はA社の取締役ではなく、申立人は、当該訂正処理が行われる約1年5か月前の平成3年7月に同社を退職している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を平成4年11月から5年9月までは36万円、5年10月から6年2月までは、34万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月30日から6年3月1日まで

社会保険庁の記録では、私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成4年11月30日となっているが、6年2月28日まで勤務していた。給与明細書と源泉徴収票などを提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、平成6年3月1日と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年11月30日の後の7年1月10日付けで4年11月30日に訂正されていることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された同社の給与明細書から、申立人は同社に申立期間に継続して勤務していたことが確認できることから、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人と同日に申立人を除く4名についても、同様な資格喪失処理が行われている上、平成5年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について平成4年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業

主が社会保険事務所に当初届け出た6年3月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の訂正前の記録から、平成4年11月から5年9月までは36万円、5年10月から6年2月までは、34万円とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和29年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月26日から同年6月1日まで

昭和29年5月26日にA社B工場から同社C工場に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録では同社C工場の資格取得日が同年6月1日になっている。事業主が発行した在籍証明もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の退職者カード及び在職期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場の厚生年金保険被保険者原票における昭和29年6月1日の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 1975

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和59年6月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年5月1日から同年6月15日まで

私は、昭和43年9月2日にA社に入社し、平成8年7月31日まで勤務した。途中数回の転勤があり事業所を移ったことがあるが、ずっと勤務してきた。

しかし、社会保険庁の記録によると、昭和59年5月1日から同年6月15日までの期間、被保険者となっていないので、その間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人のA社B事業所における被保険者資格喪失日は、昭和59年5月1日と記録され、申立人は、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社B事業所における厚生年金基金及び健康保険組合の被保険者記録では、申立人の同社の被保険者資格喪失日は昭和59年6月15日となっている。

さらに、事業主は、申立人の申立期間当時、一括複写式の健康保険厚生年金保険厚生年金基金被保険者資格取得(喪失)届用紙を用いていたと述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 59 年 6 月 15 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における厚生年金基金の記録から、41 万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における標準報酬月額は、昭和63年1月から同年12月までは22万円、平成元年1月から同年6月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る標準報酬月額に基づく（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月5日から平成元年7月1日まで
昭和63年1月5日から平成元年7月1日までの期間の社会保険事務所に記録されている厚生年金保険の標準報酬月額及び保険料は、給料支払明細書の支給総額及び保険料より低い金額となっている。正しい金額に訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社に係る給料支払明細書から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（昭和63年1月から同年12月までは22万円、平成元年1月から同年6月までは26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないが、社会保険事務所への届出の際に手違いがあつて少ない金額の標準報酬月額を届け出ていると思うと述べていることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 1977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月13日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社の資格取得日が昭和40年10月1日となっている旨の回答をもらった。29年12月に同社B出張所に入社してから52年6月1日にC社に転籍するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している社会保険被保険者台帳、雇用保険加入記録及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年8月13日に同社D支店から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年10月の社会保険庁のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は厚生年金保険の資格喪失及び資格取得の届出を、申立人の主張どおりには行っていないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年8月及び9月の保険料については納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成18年11月16日の標準賞与額に係る記録を85万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月16日
社会保険庁から送付されたねんきん定期便の記録を確認したところ、平成18年11月の賞与支払額の記録が漏れていた。
申立期間の賞与支払明細書を提出するので、当該期間の賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払明細書及び健康保険厚生年金保険賞与支払届の控えから、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書から85万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年11月16日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から17年9月1日まで
社会保険事務所の記録では、平成16年9月から17年8月までの標準報酬月額が13万4,000円となっている。給与からは標準報酬月額が14万2,000円に相当する保険料が控除されていたはずなので、この期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管する給与台帳から、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったと回答しており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成16年5月16日からA社に就職し、B事業所に配属となった。17年4月1日付けで、同社C事業所に転勤した際の記録が空白となっていることを知った。この間途切れることなく給与の支給もあり、保険料の控除も行われており、会社も手続のミスを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成17年給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（17年4月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所における社会保険事務所の記録及び平成17年給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人の申立期間に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答している上、事業主が資格喪失日を平成17年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月25日から同年4月1日まで
社会保険庁の記録では、A社本社で昭和55年3月25日に資格喪失し、同社B支店で同年4月1日に資格取得したことになっているが、その間も継続して勤務していた。本社から支店に異動となったもので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、事業所が発行した在職期間証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社における転勤の時期については、当時の転勤辞令等の人事関連資料は無いが、申立人から通常の転勤移動は月の始めであったと述べており、転勤の時期は昭和55年4月1日だったと考えられる。したがって、A社本社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日にすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書及びA社における昭和55年2月の社会保険事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は申立どおりの届出は行っておらず、保険料を納付していないと回答しており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 55 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年12月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年12月から39年9月までは1万6,000円、39年10月から40年5月までは2万円、40年6月から同年9月までは2万6,000円、40年10月から41年6月までは2万4,000円、41年7月から42年6月までは2万8,000円、42年7月は3万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月10日から42年8月1日まで
厚生年金保険加入記録を確認したところ、昭和36年6月21日から42年7月末まで勤務していたA社の加入期間が38年12月10日で資格喪失されていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する申立期間に係る昭和38年12月10日から42年8月1日までの期間については、社会保険事務所の保管するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、申立人の基礎年金番号と同一の厚生年金保険記号番号の被保険者記録が確認できたことから、事業主は、申立人が38年12月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和38年12月から39年9月までは1万6,000円、39年10月から40年5月までは2万円、40年6月から同年9月までは2

万 6,000 円、40 年 10 月から 41 年 6 月までは 2 万 4,000 円、41 年 7 月から 42 年 6 月までは 2 万 8,000 円、42 年 7 月は 3 万 3,000 円とすることが必要であると認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1983

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和51年11月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を昭和51年4月から同年6月までは9万2,000円、51年7月から同年10月までは10万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年11月1日まで

私は、昭和50年4月にA社に入社し、51年10月に会社が倒産するまで継続して勤務していた。また、申立期間に厚生年金保険の保険料を控除されていたことも、給与明細書及び源泉徴収票があるので明らかである。

申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和51年7月分及び同年10月分給与明細書並びに同年分源泉徴収票により、申立人は、申立期間に訂正前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の保管するA社の事業所別被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和51年10月31日の後の52年1月28日に、申立人が51年4月30日に資格を喪失した旨の処理がなされている上、同日に同年7月の標準報酬月額の改定が取り消されており、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人を除く71名についても、申立人と同様に、昭和52年1月28日に、51年1月から同年10月までの期間にさかのぼって資格喪失をし

ていることが確認でき、これらの者の中には、A社の事業所別被保険者名簿に記載された資格喪失日より後の標準報酬月額の時決定や随時改定の記録が取り消されている者が41名確認できる。

さらに、当該訂正処理前の記録並びに同僚及び申立人の供述から判断すると、昭和51年10月31日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について昭和51年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の訂正前の記録から、昭和51年4月から同年6月までは9万2,000円、51年7月から同年10月までは、10万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から49年3月までの期間及び51年4月から54年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から49年3月まで
② 昭和51年4月から54年10月まで

私の国民年金については、昭和47年11月の結婚後に夫が加入の手続を行い、保険料の納付もしてくれたと思う。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、申立人の夫が、申立人の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、その夫は、申立期間における加入手続の時期、場所等についての記憶が定かでなく、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、昭和47年11月の結婚後に国民年金に加入し保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳の記載から、54年11月13日に任意加入手続を行ったことが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者の妻であったことから、国民年金への加入は任意であり、昭和54年11月に任意加入した時点では、申立期間の保険料を納付できない。

加えて、申立人の夫が加入手続を行ったのではないかとする複数の市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が付与されていないか調査をしたが、別の番号が付与されていたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料が納付されていたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 61 年 6 月まで

私が 20 歳になった昭和 54 年に、私の父親が自身の国民年金の手続を行うために夫婦と一緒に区役所へ行った際、併せて私の国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料は、金融機関で口座振替により納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年に申立人の父親が自身の国民年金の手続を行うために夫婦と一緒に区役所へ行った際、併せて申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その父親は、61 年に厚生年金保険から国民年金の切替手続を行っていることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 6 月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 6 月時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の両親は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶はないと証言しているとともに、申立人は、申立期間の前後を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立人が現在所持している年金手帳は、昭和 54 年に申立人の加入手続を行った際に受領したと主張しているが、同年金手帳は 61 年 4 月以降に発行されたものであることが確認できることから、申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年11月まで

私は、昭和49年4月に夫の転勤に伴い転居し、当時妊娠中であつたことから転居先で妊婦検診を受診した前後の時期に、義母からの勧めもあり、国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料は、私自身が市役所の窓口で納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされ、保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月ごろに国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の記載から、53年12月13日に任意加入の手続が行われたものと確認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は申立期間当時、厚生年金保険被保険者の妻であつたことから、国民年金への加入は任意であり、昭和53年12月に任意加入した時点では49年4月からの保険料を納付することはできない上、申立人は、申立期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が付与されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 57 年 3 月まで

私が 22 歳になった昭和 48 年*月に、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が他の家族の保険料と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 4 月に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3083

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、60 歳まで後 30 年だと思い、30 歳になった昭和 55 年*月ごろに自宅近くの社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。その時に、今なら特例納付でさかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞き、窓口で 1 年分さかのぼって納付した。その後は、納付書が届くようになったので、毎月金融機関又は郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30 歳になった昭和 55 年*月ごろに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、その際に 1 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立期間当時、社会保険事務所では国民年金の加入手続は行われていない上、申立人が加入当初に交付されたとする年金手帳の色は、申立期間当時のものと異なっていることから、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年 3 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が行った記憶がないので母親が行ったのかもしれないと思う。加入手続の時期は、会社を辞めた昭和48年1月か結婚した同年4月のいずれかだと思われる。国民年金保険料については、私が48年4月に結婚した以前の分は母親が納付してくれたはずであり、結婚した後においては私が夫婦二人分の保険を男性の集金人に3か月ごと納付していたが、後に銀行からの口座振替に変更した。夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたのに、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時における国民年金の加入手続や保険料の納付についての記憶が不明確であるとともに、その母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立人が結婚するまでは保険料を納付したと思うと主張しているが、申立人の母親からは高齢のため証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続の時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年4月と推認され、この時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であったが、申立人の記憶は定かではない上、さかのぼって納付した旨も述べておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 52 年 3 月まで

20 歳のころ、区役所から国民年金の加入を勧める通知が届いたので、私は、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、私は、実家の手伝いをしていたので、毎月、近所の郵便局で兄夫婦の分と一緒に 3 人分の国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳のころ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月に申立人の義姉と連番で払い出されており、その時点で、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは 1 回のみであり、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳は、昭和 49 年 11 月以降に発行されたオレンジ色の手帳のみであり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、毎月、兄夫婦の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を納付していたと述べているところ、申立人の兄は、申立期間の保険料が納付済みとなっているものの、申立人の義姉は、申立期間の保険料が未納とされている上、申立人と同様に昭和 52 年 4 月以降の保険料が納付済みとされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3086

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から62年3月まで

私は、平成元年4月ごろ、国民年金の加入手続を行った。その際、市の職員から、今なら、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができると言われ、保険料額を計算してもらったら、50万円弱であったので、同年7月に妻が、市役所の出先機関の窓口で、申立期間及び申立期間直後の2年度分の保険料を一括して納付した。私は、20歳までさかのぼって保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年7月に、申立人の妻が申立期間及び申立期間直後の2年度分の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、同年7月の時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、その当時は、特例納付も実施されていないことから、申立人が、申立期間の保険料を納付することは、制度上、不可能である。

また、申立人の妻が一括して納付したとする金額も、仮に、申立期間及び申立期間直後の2年度分の国民年金保険料を一括して納付したとして計算した保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 61 年 3 月まで

日本に帰化した翌年の昭和 55 年ごろ、父親からさかのぼって国民年金保険料を納付できる最後の機会だということを知り、父親と一緒に移転前の区役所庁舎に行き、国民年金の加入手続を行った。その際に、1 年分の保険料をさかのぼり一括して納付した。結婚後は、私が夫の分と一緒に、2 か月ごとに、銀行又は郵便局で保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰化後の昭和 55 年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 62 年 2 月に払い出されていることから、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは 1 回のみであると述べている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、1 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、それ以外にさかのぼって納付したことはないと述べているところ、申立人の保険料の納付記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された直後の昭和 62 年 3 月に、昭和 61 年度分の保険料をさかのぼり一括して納付している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 61 年 3 月まで
私の母親が、昭和 54 年 3 月ごろに私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、母親から納付していると聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 54 年 3 月ごろに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 61 年 5 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から60年2月までの期間及び62年4月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から60年2月まで
② 昭和62年4月から同年5月まで

申立期間①及び②について、私は、会社を退職後に区役所で国民健康保険の加入手続とともに、国民年金の加入手続を行った。過去にも一度、同じ手続を行っているので国民年金の加入手続を怠ることはあり得ない。

また、申立期間①当時の予定が書き込まれた手帳には、会社を退職した3週間後に区役所を訪れた記載がある上、再就職した2週間後には区役所で国民健康保険の切替手続を行った記載があり、国民健康保険に加入しながら、国民年金に加入していないことはあり得ない。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ会社を退職した後に区役所へ出向いて厚生年金保険から国民年金への再加入手続を行ったとしており、さらに申立期間①については、申立人が所持している手帳に区役所を訪れたことが記載されていることから、同時に国民年金に加入したと主張しているが、当該手帳には、国民健康保険に加入したことをうかがわせる記載が認められるものの、このことをもって国民年金に再加入したと推認することは困難である。

また、申立人が所持する年金手帳に申立期間①及び②共に厚生年金保険から国民年金への再加入手続を行った記載がないことについて、申立人は、いずれも年金手帳を持参しなかったことによるものと主張している。たしかに区役所の窓口においては、年金手帳の持参がなくても当該手続は可能である

が、後日、別の手続等により年金手帳の提出があった際に再加入した旨の記載が行われるのが自然であると考えられるところ、申立人の年金手帳には、平成元年8月の住所変更及び2年2月の再加入の記載がありながら、申立期間①及び②について、国民年金の再加入の記載がないことから、実際に当該再加入手続があったものとは判断できない。

さらに、申立人が所持している年金手帳の様式から、当該年金手帳が昭和54年6月に厚生年金保険に加入した際に交付されたものと判断できる上、申立人は国民年金加入手続以降、申立期間②の後も同一区内に居住しており、同じ行政機関が同一人に対して、短期間のうちに国民年金の再加入に関する事務手続を続けて誤ったとは考え難く、申立期間①及び②は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかった期間であったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3090

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 50 年 3 月まで

既に他界している私の両親は、私が 20 歳の時に、私の国民年金の加入手続を行い、その後、両親が私の国民年金保険料を納付していた。私の両親は、お土産屋を営んでおり、私も家業を手伝っていた。店に国民年金の集金人が来ていたことは憶えている。両親は、両親と私の 3 人分の保険料を納付していたはずであり、両親の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の父親及び母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 6 月に払い出されていることが確認でき、申立人は同一市内に継続して居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3091

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 50 年 8 月まで

私は、昭和 50 年 9 月ごろ、自宅に来た集金人に依頼し、国民年金の加入手続を行った。その時、特別な措置により、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができる旨の説明を受け、38 年 10 月から 50 年 8 月までの保険料を一括して集金人に納付した。

結婚前の期間については、国民年金保険料が納付済みとされ、厚生年金保険加入期間に国民年金保険料を重複して納付した期間についても、保険料が還付されている。しかし、結婚後の申立期間については、大半が未加入とされている上、厚生年金保険加入期間についても、保険料が還付されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 9 月ごろ国民年金の加入手続を行い、20 歳までさかのぼり一括して国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は 42 年 5 月に結婚し、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は国民年金の任意加入期間となり、さかのぼっての加入及び保険料納付ができない期間である。

また、昭和 50 年 9 月ごろに申立人が居住していた市が保管する申立人の国民年金被保険者カードによれば、申立人が、同年 9 月に国民年金に任意加入し、国民年金被保険者の強制加入期間である結婚前の 38 年 10 月から 42 年 4 月までの保険料が納付済みとされていることが確認でき、申立人が、同期間の保険料を特例納付したことが推認できるが、同カードには、申立期間が「納付不要」とされている上、申立人が所持する国民年金手帳でも、申立期間は未加入期間とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年3月までの期間及び9年4月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月から同年3月まで
② 平成9年4月から10年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私が20歳になった時に、母親が行ってくれた。国民年金保険料は、母親が納付してくれたはずである。母親から、20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していると聞いたことがあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親は、「申立人が20歳になってすぐに、当時申立人が居住していた町で、私が、申立人の国民年金の加入手続を行った。」と証言しているが、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとする時期に、申立人は、当時居住していた町には住民登録していなかったことが、申立人の戸籍の附票により確認できることから、申立人の母親が、当時申立人が居住していた町で、申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

また、申立人の国民年金の加入手続は、平成10年5月ごろに行われたことが、この当時申立人が居住していた市が保管する被保険者台帳から確認でき、その時点で、さかのぼって納付可能な限度である8年4月分の国民年金保険料が納付済みとされている一方、10年5月の時点では、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②については、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図

られていた状況下において、申立期間②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から平成 3 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から平成 3 年 12 月まで

私の国民年金については、私が 20 歳の時に母親が市役所で加入手続きを行い、漁協の父親名義の貯金から保険料の口座振替を行ってきた。申立期間においては両親も国民年金に加入していたので、3 人分の保険料が毎月引き落とされていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得が行かない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった際、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付を始めたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、申立人の母親は、加入手続きを行った具体的時期は憶えていないとしながらも、少なくとも申立人が 20 歳を迎えた直後ではなく、2 年ほどさかのぼって保険料を納付した旨の証言をしており、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金加入手続きの時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、平成 6 年 2 月と推認されるとともに、社会保険庁のオンライン記録では同月から翌月にかけて、4 年 1 月から 6 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、申立人の母親の証言と一致する。

さらに、申立人は、国民年金保険料について、漁協の父親名義の貯金口座から申立人とその両親の合わせて 3 人分の保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、申立期間のうち一部の月について当該口座を抽出調査したところ、いずれも国民年金保険料が自動振替されていたのは、申立人の両親のみであり、申立人については確認できなかった。

加えて、申立人は、同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらない上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの期間及び同年9月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成3年3月まで
② 平成3年9月から7年3月まで

私は、昭和53年に第一子が生まれたことをきっかけに、区役所で自ら国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻が納付書により郵便局で納付をした。妻は、自身の保険料については途中で納付を取り止めているが、経済的事情によるものではなく、私の分の保険料については、欠かさず納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金の保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等の記憶が定かでないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は合計8年7か月の長期間に及び、行政がこれだけの長期間に渡って同一人の事務処理を連続して誤っていたと考えるのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3095

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月まで

私と私の妻は、勤務先の会社を退職後の昭和 45 年 3 月ごろ、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間について、妻が銀行又は郵便局で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、私又は妻の銀行口座からの振替により、保険料を納付したかもしれない。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 45 年 3 月ごろ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 12 月に夫婦連番で払い出されており、その時点で、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであり、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳は、昭和 49 年 11 月以降に発行されたオレンジ色の手帳のみであり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 3096

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月まで

私と私の夫は、夫が勤務先の会社を退職後の昭和 45 年 3 月ごろ、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、申立期間について、私が銀行又は郵便局で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。また、私又は夫の銀行口座からの振替により、保険料を納付したかもしれない。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 45 年 3 月ごろ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 12 月に夫婦連番で払い出されており、その時点で、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは1回のみであり、現在所持している国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持したことがないと述べているところ、その手帳は、昭和 49 年 11 月以降に発行されたオレンジ色の手帳のみであり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年5月までの期間、64年1月から平成2年2月までの期間、平成2年6月から同年11月までの期間及び3年12月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から62年5月まで
② 昭和64年1月から平成2年2月まで
③ 平成2年6月から同年11月まで
④ 平成3年12月から4年3月まで

私が20歳になった時に、父親が国民年金の加入手続を行い、その後は、転職の都度、自分自身で種別変更手続を適切に行っていた。国民年金保険料については、申立期間①当時は、母親が私の保険料を一緒に納付しており、申立期間②以降は、私が郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までが未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、20歳になった時に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後は、転職の都度、申立人が種別変更手続を行っていたと主張しているところ、申立人が厚生年金保険及び共済年金に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた記録は見当たらないことから、申立期間①から④までは国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①について、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人の母親が納付して

いたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親からは証言を得ることができない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②、③及び④について、申立人は、転職の都度種別変更手続きを行い、国民年金保険料については郵便局で納付していたと主張しているが、申立人は、自分自身が市役所窓口で年金手帳を持参し、種別変更手続きを行った記憶はないと述べている上、申立期間当時の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が不明確であることから、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで
平成 8 年 5 月から 9 年 2 月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。しかし、私は申立期間当時、A社に勤務しており保険料を天引きされていたことを記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に派遣社員として登録し、A社に派遣されていたと主張しているところ、同社における雇用保険の記録から、申立人は平成 8 年 8 月 23 日から 9 年 2 月 28 日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当時のA社の従業員は、「当時、A社の関連会社であるC社で派遣登録を行い、A社に勤務していたが、同社は社会保険に加入していなかったため、C社で社会保険に加入していたと思う。」と証言しており、この同僚の社会保険庁のオンライン記録では、平成 8 年 4 月にC社で厚生年金保険の資格を取得し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった後の 10 年 7 月にA社で資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社に照会を行ったものの、「申立人については、派遣契約をした記録は見当たらない。」との回答であった。

加えて、申立人は、同僚や役員の名前を記憶していないことから保険料控除に関する証言を得ることはできない。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1985

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月ごろから 60 年 1 月ごろまで
私は、昭和 58 年 11 月ごろから 60 年 1 月ごろまでの期間、A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者加入期間の照会をしたところ、加入記録が無い旨の回答をもらった。

給与明細書等保険料控除を証明できるものは無いが、給与から保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に A 社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人が勤務していたとする A 社は、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所で無かったことが確認できる。

また、履歴事項全部証明書によると、A 社は昭和 60 年 8 月 26 日に設立されており、同社の事業主は「申立期間当時は個人経営で、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

さらに、A 社の事業主は「給与から厚生年金保険料は天引きしていない。」とも述べている。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶しておらず、厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 12 年 5 月まで

「ねんきん特別便」で厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が無かった。同社では正社員として働いていた。応募した際の求人広告にも社会保険完備とあり厚生年金保険に加入していたはずなので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の平成11年12月時点の社員名簿に申立人の氏名が掲載されていること、及び申立人の預金口座に申立期間当時の給与が振り込まれていることから申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の名簿に掲載されている41名の従業員のうちA社において厚生年金保険被保険者記録の無い者は21名おり、申立期間に在籍していた複数の従業員は「A社は、入社してすぐに社会保険の加入手続を取らずに一定の時期を過ぎた後、加入希望のある従業員が会社に申し出てその後、会社が手続をしてくれた。」と証言している。

また、A社において厚生年金保険被保険者記録のある従業員が、「自分から社会保険加入を申し出た。」と証言しており、厚生年金保険被保険者記録の無い従業員は、「自分から会社に社会保険の加入について特に話したことは無い。」と証言している。

さらに、申立人は、「社会保険完備と求人広告にあったので社会保険加入については当時心配しておらず、別段会社に申し出たことはない。」と述べている。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情

は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1987

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 6 日から 63 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 61 年 10 月 6 日から 63 年 11 月 1 日まで A 社で正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の記録では、当該期間は厚生年金保険の加入期間になっておらず、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の上司、同僚の証言及び雇用保険加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の厚生年金保険の加入について当時の A 社の上司は、申立人が入社した時、「本人の希望により社会保険に加入させなかった。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、申立期間のうち、一部期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1988

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 4 年 9 月 16 日まで
私の厚生年金保険被保険者期間について、社会保険庁の記録では、勤務していたA社（現在は、B社）における取得日が平成4年9月16日となっているが、この時期よりも4年ぐらい前から厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者及び複数の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び同僚は、申立期間当時、A社には約100名の社員がいたと証言しているが、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和63年1月1日時点で、厚生年金保険被保険者となった者は15名であることが確認できる上、連絡の取れた同僚3名に同社の入社時期について照会し、回答している入社時期と社会保険庁の資格取得日を比較したところ、2名はそれぞれ回答している入社時期より3年以上後に資格取得しており、当該事業所では入社当初から社員を厚生年金保険に加入させていない状況がみられる。また、残りの1名は当該事業所が適用事業所になる前に入社しているが、この同僚の資格取得日も、適用事業所となった63年1月1日から約半年後の63年7月15日となっていることが確認できる。

また、A社の人事担当者は「給与の手取りを多くするため、厚生年金保険に加入することを希望しない者もいたと聞いたことがある。」と証言している。

さらに、A社の人事担当者は、「当時、社員を社会保険に加入させる場合、雇用保険も同時に加入させていた。」と証言しているところ、申立期間には申立人の雇用保険の記録は無く、申立人の厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日（平成4年9月16日）は同日であることが確認できる。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1989

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 15 日から同年 9 月 15 日まで

私は、平成 13 年 5 月に A 社に職員として入社した。同事業所に在籍していた 4 か月間の社会保険庁の標準報酬月額は、当時の実際の給与総額よりも低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、申立人の場合、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月21日から同年11月25日まで
② 昭和19年4月16日から19年9月16日まで

私は、A社に昭和18年10月21日に入社し、19年9月15日に退社したが、社会保険庁の記録では、私が船舶Bに乗船していた18年11月25日から19年4月16日までの期間が船員保険の被保険者期間となっている。同社に在籍していたことは、同社が発行した在籍証明書があり間違いないので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在職証明書から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、昭和20年4月1日前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていないもの」については、船員保険の適用が無かったところ、A社の保管した船員カードから、申立人が船舶Bに乗船していた期間は、18年11月25日から沈没した19年4月16日までの期間であることが確認でき、これは、社会保険事務所における申立人の被保険者記録とほぼ一致する。

また、A社は、申立期間については「船員であるが予備船員として扱っていた。」としている上、「昭和20年3月31日以前は、乗船日を資格取得日、下船日を資格喪失日として取り扱っていたと考えられる。」と回答している。

さらに、A社は、「当時、船が沈没した場合には、沈没日をもって資格喪失と扱っていた。」としているところ、船舶Bの船員保険被保険者名簿

で、当時乗船していた同僚全員が同船舶の沈没日である昭和 19 年 4 月 16 日で船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月25日から同年10月1日まで
社会保険庁の厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社に勤務していたうちの昭和27年3月25日から同年10月1日までの期間の記録が無い。当時、社会保険料を控除された記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の同僚のうち、連絡の取れた1名及び社会保険事務所が保管する被保険者名簿から抽出し連絡の取れた元社員2名に照会を行ったところ、申立人を記憶していないため、申立人の勤務実態について証言を得ることができず、申立期間における在籍を証明できない。

また、連絡の取れた元社員2名は、いずれも申立期間当時の試用期間の有無についての記憶は曖昧であるが、そのうちの1名は、自身の入社年月日は昭和25年5月であると述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、資格取得日は27年6月1日と記録されており、もう1名は、自身の入社年月日は同年11月であると述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、資格取得日は28年2月1日と記録されていることから、申立期間当時、A社には試用期間があったことも考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票に記録された資格取得日及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票に記録された資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録のとおり昭和27年10月1日であることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間に係る関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に破棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認はできない。

このほか、保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月6日から8年8月1日まで
② 平成9年9月28日から11年1月1日まで

私は、申立期間①はA社で働き、申立期間②にはB社C工場で自動車部品の製造をしていた。申立期間②は国民年金保険料が納付済みとなっているが、当時は年金制度について詳しくなかったため、保険料の振込用紙が届けば「払わなければいけない。」と思い納付していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の証言から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

また、申立期間当時からA社の代表取締役であった者は「申立期間当時に同社が厚生年金保険の適用事業所であったかは定かでないが、現在は適用事業所となっていない。」と証言しており、当該代表取締役は同社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は同僚の名前についての記憶が無く、同僚から申立期間における厚生年金保険料控除に関する証言を得ることができない。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶しているB社C工場の同期の同僚に、同社C工場での厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、申立人は、基礎年金番号制導入後の申立期間②において、国民年

金及び国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月ごろから 44 年 12 月ごろまで
私は、申立期間に動画製作会社のA社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は大手製作会社の下請け会社なので厚生年金保険に加入していたと思う。この期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の事業主、役員及び申立人の元配偶者の同社における厚生年金保険記録は確認できず、同社の事業主は、「A社は厚生年金保険に未加入であり、社員にその旨の説明をしていた。」と供述している。

さらに、社会保険庁の記録から、申立期間のうち、昭和 40 年 5 月から 44 年 1 月までの期間は、申立人は、国民年金の申請免除期間となることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 1 月まで
② 昭和 43 年 5 月から 44 年 8 月 25 日まで

私は申立期間①についてはA社で、申立期間②についてはB社で勤務していたが、社会保険庁の記録では、その期間の厚生年金保険の記録がすべて欠落している。

同僚とは毎月税金や社会保険料が控除されて給与の手取りが少ないという話をした記憶があるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶していたA社の事業主の証言から、申立人が当該期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録では、申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A社の事業主は、「厚生年金保険には会社としては加入しておらず、厚生年金保険料も給与から差し引いていなかった。」と述べている。

さらに、社会保険事務所の記録において、当該事業主は、申立期間①において、国民年金保険に加入し保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人が記憶していたB社の事業主の証言から申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、社会保険事務所の記録では、申立期間②当時に厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、B社の事業主は、「厚生年金保険には会社として加入したことは一度もなく、厚生年金保険料を給与から控除したこともない。自分は国

民健康保険、国民年金保険だった。」としているところ、社会保険事務所の記録において、事業主が当該期間に国民年金保険に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、いずれも申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年から31年まで
② 平成元年9月4日から2年9月ごろまで

社会保険庁の記録では、昭和29年から31年ごろまで勤務していたA社及び平成元年9月から1年間程度勤務していたB社の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書は保管しておらず、同僚等の氏名も覚えてないが、両社に勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社の当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立てに係る証言を得ることができず、在籍の確認ができない。

また、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和31年3月1日であることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の確認できる元従業員8名に照会したが、回答のあった6名は申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る証言を得ることができない。

加えて、上記の被保険者名簿を調査したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年3月1日から同年12月末日までの期間の被保険者資格取得者は198名であったが、その中に申立人の氏名はなく、健康保険番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人は、B社はC市D区にあったとしているが、商業登記簿上、同区には「B社」という名称の会社は存在せず、社会保険庁の記録でも、申立期間当時、「B社」の名称で届出されている厚生年金

保険の適用事業所は存在しない。

また、所在地がC市E区にあり、B社の名称と事業内容が類似するF社に申立人について照会を行ったが、同社の事業主は連絡先が不明であり、連絡の取れた元従業員は申立人のことを記憶しておらず、申立人が同社に勤務していたことを確認できなかった。

さらに、申立人はB社の事業主及び同僚の氏名を記憶していないなど、記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立人が勤務していたとする会社を特定できない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 3 日まで

社会保険庁の記録では、A社B事業所（現在は、C社D事業所）における平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 3 日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が 32 万円に減額している。しかし、給与が下がった覚えが無く納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D事業所から提出された申立期間の賃金台帳から、申立人は、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、同事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」において、申立人の申立期間の標準報酬月額を 41 万円から 32 万円に改定する旨の記載がされており、事業主が社会保険事務所に対して、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 32 万円として届出を行ったことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 14 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月から A 社一筋に勤務した。同社では転勤や出向はあったが、厚生年金保険を途切れることなくかけてくれていたはずだ。申立期間は、同社から B 社に出向していた。9 年 8 か月の空白期間は考えられない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び表彰状並びに複数の元従業員の証言から、申立人が申立期間に B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社は、「申立人は、臨時従業員として採用され、平成 14 年 5 月 1 日付けで正社員になり、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」旨を回答している。一方、同社の複数の元従業員は、「申立人は、当初は夜間専門の臨時従業員であったが、後に正社員となった。」と証言しており、同社の回答と一致している。

また、申立人は、「A 社から同社の関連会社である B 社に出向した、同社は現在の C 社である。」と主張しているが、C 社では、「当社では、申立期間に申立人を雇い入れておらず、調査したところ平成 4 年 9 月に A 社を退職していることが確認できた。」と回答している。

さらに、申立人の B 社における雇用保険の被保険者記録における資格取得日は平成 14 年 5 月 1 日となっており、社会保険庁の被保険者記録における申立人の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 16 日から平成元年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の資格取得日が平成元年 4 月 1 日となっている。

しかし、私は、昭和 63 年 11 月 16 日にA社に入社し、申立期間は技術員として勤務していた。雇用保険の記録からも在籍していたことは証明できると思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する雇用保険被保険者資格確認通知書の写しから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成元年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は「適用事業所となる前は、従業員の給与から保険料を控除することはしていない。」と回答している。

さらに、申立人は、資料として平成元年分給与所得の源泉徴収票の写しを提出しているが、そこに記載されている社会保険料等の控除額は、平成元年 4 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたとして計算した額とほぼ一致していることから、A社が適用事業所となる前の期間に給与から保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで A 社で勤務した。35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が勤務していた A 社の複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同期入社 of 複数の同僚は、「入社した昭和 35 年 3 月から 1 年間、厚生年金保険の記録が無い。」、「昭和 35 年 4 月から勤務していたが、36 年 3 月まで厚生年金保険の記録が無い。」と証言している上、他の同僚も、「中学を卒業して入社したが、厚生年金保険の被保険者となったのは 20 歳になった後だった。そういうものだと思っていた。」、「昭和 32 年から勤務しているが、2 年間、厚生年金保険の記録が無い。」と証言していることから、当該事業所では、入社後の一定期間、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがわれる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

さらに、社会保険事務所の保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立期間に係る申立人の加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 46 年 6 月 1 日
私が、脱退手当金のことを知ったのは、60 歳の誕生日を迎える 2、3 か月前に社会保険事務所に行って厚生年金保険被保険者期間を調べてもらった時だった。
私は、A社で働いている時に結婚し改姓した。結婚前も結婚後もお金に困ることはなかったので脱退手当金はもらっていない。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
昭和 32 年 4 月から同年 6 月までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。

しかし、私は中学校を卒業と同時にA社に就職した記憶がある。よって申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、中学校を卒業と同時にA社に就職した記憶があることから、社会保険庁の記録は相違していると主張している。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者名簿から抽出した全社員に聴取したところ、申立人を知る同僚は1名しかいなかったが、この同僚は、具体的にその当時のことを記憶しており、「申立人は夏の暑い時期に入社したことを記憶している。事業主から申立人を面倒みるように言われた。」と証言している。

また、同僚調査の結果、数名の元同僚から、当該事業所には試用期間は無かったと証言が得られ、現に、同僚が記憶する入社日と、厚生年金保険の資格取得日にはほとんど相違は見られない。

さらに、申立人は、上司や同僚の氏名を記憶していないため、保険料控除に関する証言を得ることができない。

加えて、申立期間における厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 5 日から同年 5 月 1 日まで
私は、A社に平成 12 年 4 月 5 日から同年 5 月 16 日まで勤務しており、社会保険料も控除されていたのに、厚生年金保険の記録が無い。調査の上訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の平成 12 年 4 月及び 5 月の給与明細書を所持していることから、申立期間に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の所持する給与明細書から平成 12 年 5 月の厚生年金保険料は控除されているが、同年 4 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、A社の経理課の担当者は、「当時は、厚生年金保険料は当月控除方式であった。」と述べている。

また、上記の担当者は、「A社には申立期間当時は試用期間があり、入社してすぐには厚生年金保険に加入しなかった。申立人の平成 12 年 4 月は試用期間であった。」と証言している。

さらに、申立人の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に連名で記載されている同僚 3 名の資格取得日は申立人と同じ平成 12 年 5 月 1 日となっているところ、前記の担当者は「この同僚の入社日はいずれも同年 3 月であった」と証言している。

加えて、申立人に係る B 厚生年金基金の資格取得日も厚生年金保険と同じ平成 12 年 5 月 1 日となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2003 (事案 1004 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月7日から30年6月1日まで

平成19年5月に、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務した申立期間の脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。受給した覚えが無いので、その後、第三者委員会に申立てを行ったが、「年金記録を訂正する必要はない。」という回答であった。しかし、同社を同じ日に退職した同僚2名は、最近になって記録が見つかり、年金として支給されることになったのに、私の記録が脱退手当金として支給されていることに納得がいかない。

再度、徹底的に調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の「保険給付」欄に、脱退手当金を支給されたことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日の約2か月後の昭和30年8月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「同じ日に退職した同僚2名は、年金として支給されている。」と主張しているものの、このことは申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とは認め難く、このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
昭和19年2月ごろ、A社B工場に入社した。厚生年金保険被保険者証の資格取得日が同年6月1日であるのは試用期間があったからだと思うが、社会保険庁の記録が同年10月1日からとなっているのはおかしい。

工場に勤務していた労働者であり、昭和19年6月1日に資格取得しているので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務局が保管するA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の同社における被保険者資格取得日は昭和19年3月2日と記載されている。

しかしながら、上記被保険者名簿の申立人に係る労働者年金保険記号番号を記載する欄は空欄となっている。

また、申立人と同様に当該記入欄が空欄となっている者は、A社において、労働者年金保険の被保険者となっていないことから、申立人は、昭和19年3月2日に健康保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、申立期間については、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされているところ、申立人は、「工場に勤務していた労働者。」と述べているものの、自らの業務内容を「酸素ボンベの管理であった。」と供述しており、筋肉労働者ではなかったと考えられる。

これらのことから、申立人は、申立期間において労働者年金保険の被保険者ではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、資格取得日が昭和 19 年 6 月 1 日と記載のある厚生年金保険被保険者証を所持しているが、厚生年金保険法においては、資格関係等の規定が昭和 19 年 6 月 1 日施行、保険給付及び費用の負担に関する規定が同年 10 月 1 日施行であったことから、保険給付及び費用の負担に関する規定の施行前は、厚生年金保険料は徴収しない期間であり、法附則 73 条の規定により同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日は、厚生年金保険の被保険者期間の計算には算入しない期間とされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について A 社及び B 社の記録が無い旨の回答をもらったが、A 社では、同社工場で、椅子材料の加工業務を行う工員として、B 社ではタンクの製造業務を行う従業員として勤務していた。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が、A 社があったとする地域の管轄法務局では、同社の商号で、法人登記された記録は無いとしている。

さらに、申立人は事業主及び当時の同僚等についても記憶が無いとしていることから、同僚に照会を行うことができず、事業主も連絡先が不明である上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間について、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、B 社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が述べる B 社の所在地で、昭和 34 年 12 月に法人として成立した C 社が確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、同社が厚

生年金保険の適用事業所となったのは申立期間の約2年後である35年12月となっている。

さらに、社会保険事務所の保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が、当時事業主であったとしている者及び同僚についての記載が確認できるが、両名とも、同社が厚生年金保険の新規適用となったと同時に被保険者資格を取得しており、申立期間については被保険者期間となっていない。

加えて、C社は既に解散し、事業主は死亡しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 2006 (事案 1201 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年1月31日まで

私は、申立期間当時、A社からB社へ派遣されていた。当時、週払いで給料をもらっていたが、厚生年金保険料を控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。第三者委員会の判断は納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所に申立期間に在籍していた事実は認められるものの、事業主から、申立期間当時3か月の試用期間を設けており、試用期間については社会保険の加入は行っておらず、申立人についても厚生年金保険の届出及び保険料の控除は行っていないとの証言を得ており、また、申立人の当該事業所での在籍期間は3か月に満たないものであったことから、申立期間は試用期間として取り扱われていた期間であった可能性と、社会保険庁のオンライン記録で、申立期間は国民年金の申請免除期間となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年8月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として新たに出金伝票の写しを提出したが、出金伝票の写しでは厚生年金保険料納付を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 7 日から 19 年 3 月 1 日まで

私は平成 15 年 11 月 7 日から 21 年 3 月 14 日まで A 社に勤務していた。勤務形態はパート勤務ではあったがフルタイムでの就業だったため、当初から社会保険や労働保険に加入していなかったことは不合理であると、退職後、同社に申出て平成 21 年 7 月に社会保険及び労働保険の加入の承諾を得ることができた。しかし、さかのぼって加入手続を行ったものの時効のため、申立期間は加入することができなかった。同社は申立期間も加入することに同意しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立期間について、申立人が A 社に勤務していたことは確認できるが、その給与明細書には厚生年金保険料に係る控除金額は記載されていない。

また、申立人は、「申立期間当時は厚生年金保険料が控除されていなかった。退職後、A 社に申出て平成 21 年 7 月に同社から社会保険及び労働保険の加入の承諾を得ることができた。」と述べており、同社の申立人に対する通知書からも、申立人は、申立期間において厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。